

東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)

計画の目的

東部低地帯では、大地震による損傷で堤防や水門が浸水を防ぐ機能を失った場合、津波や高潮などによる浸水被害が生じる可能性があります。

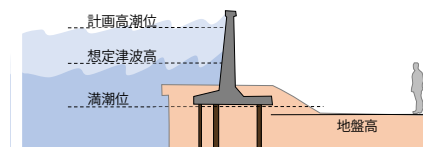
地震に伴う津波や高潮等の水害から東部低地帯を守るため、新たな計画を策定し、耐震・耐水対策を実施します。

経緯と対策範囲の考え方

平成23年3月 東日本大震災発生

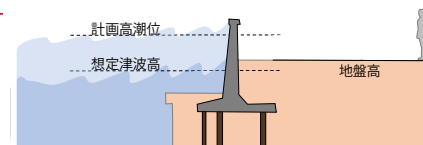
平成24年12月 「東部低地帯の河川施設整備計画」 策定

対策範囲：地盤高が満潮位や
想定津波高より低い地域



令和3年12月 「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」 策定

対策範囲：地盤高が高潮の潮位より
低い地域へ範囲拡大



計画の概要

対策の目標 想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。

計画期間 令和4年度から令和13年度まで（10年間）

対象施設 堤防 約57km、水門等9施設

※ 東部低地帯の河川施設整備計画の未完了施設を含む（令和3年11月末時点見込）
※ 堤防57kmのうち本計画で新たに対象とする堤防は約44km



対象施設位置図